

○医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）（抄）

（特定機能病院に係る変更の届出）

第四条の三 特定機能病院の開設者は、厚生労働省令で定める事項に変更を生じたときは、十日以内に、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。